

令和7年11月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年11月10日(月) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について (貸借権の設定・移転)
議案第5号 非農地証明願いについて

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員 (24名)

1番 天本 正幸	2番 寺崎 廣喜
3番 中原 日登美	4番 白水 壽徳
5番 佐藤 和治	6番 藤井 政秋
7番 山下 梅夫	8番 檜原 忠夫
9番 山田 憲二	10番 秋山 儀一
11番 寺崎 多加子	12番 末次 勝記
13番 伊藤 博文	14番 肥山 繁雄
15番 赤川 敏彦	16番 大中 寛敏
17番 末次 実	18番 西岡 利子
19番 野瀬 敏彦	20番 永利 春雄
21番 久光 壽子	22番 西岡 秋義
23番 永利 美津枝	24番 田中 善道

5. 会議に欠席した委員 (名)

6. 会議に出席した事務局職員 (3名)

事務局長 横尾 憲保
農地係長 上野 智哉
書記 豊福 大志

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは本日の総会は、議案5件、報告3件でございます。
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は24名で委員定足数に達しております。
よって、令和7年11月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なお審議、よろしく願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、9番委員、10番委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。
よって、11番委員につきましては、退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、光行内の田1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、三沢地内の田3筆で、3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は耕作不便のため、譲受人は経営規模拡大ということで売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、山隈地内の田2筆で、3条による無償移転で贈与されるものです。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人と譲受人は親子で、親から子へ贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしていただいたので、第1分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会代表：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、原案のとおり許可することと決定いたします。

それでは、退室した委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件の説明をいたします。

議案書の2ページをお願いします。

番号1は、上岩田地内の畑1筆です。

一般個人住宅の建設のため、転用の申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会代表：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の許可申請に対する意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認すると
の意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて
県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見に
ついて、10件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見につい
て、10件の説明をいたします。

議案書の3ページをお願いします。

3ページの番号1から5ページの番号8までは、譲渡人は異なりますが、譲受人が同一のもので、一つの転用案件となります。小郡地内の畑14筆です。

倉庫建設のため、転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

5ページ、番号9は、小郡地内の畑4筆です。

建売住宅建設のため、転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

議案書の6ページ、番号10は、八坂地内の田1筆です。

建築条件付き住宅建設のため、転用申請が出されたものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会代表

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請に対する意見について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は、原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

それでは次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、貸借権の設定・移転についてを議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、貸借権の設定・移転について説明いたします。

議案書7ページをお願いします。

番号1、光行地内の田1筆、八坂地内の田1筆、下西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者(所有者)・所有権の設定を受ける者(耕作者)、売買金額等の説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表：

ご報告いたします。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、貸借権の設定・移転について、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。
議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。
よって議案第4号は原案どおり承認されました。

次に、議案第5号、非農地証明願いについて、2件を議題といたし
ます。

事務局より説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、非農地証明願いについて説明いたします。
議案書7ページをお願いします。

番号1は、小郡地内の農地13筆、番号2は小郡地内の農地1筆
で、同じ願い出人からの証明願いです。

(位置図で場所の説明)

(非農地証明発行基準等を踏まえて証明を出す筆、出さない筆があることを説明)

なお先月開催しました地区会議において了承いただいております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。
本件について事前審査を第3分科会へお願いしておりましたの
で、第3分科会から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第3分科会代表：

ご報告いたします。

議案第5号、非農地証明願いについて、事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、事務局の説明のとおり承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

4番委員。

4番委員

地目が山林や畑になっているのですが、もしこれが非農地として認められた場合には、地目は何に変更されるのですか。

それは申請した人が、もしも違う地目を、宅地申請すれば宅地になるのですか。それはできないのですか。そこをはっきりお願いします。

議長：

事務局、お願いします。

事務局：

お答えいたします。

非農地証明を出した後、申請人がどうするかはわかりません。しかし、その非農地証明をもって法務局で地目の変更が可能となります。

例えば畑で上がっているところについては現状山林化しているので、現状を踏まえて山林もしくは雑種地として地目の変更をすることが考えられます。

また現在地目が農地ではなく山林となっているものは、そもそも地目上農地ではありませんので、現状に合わせて山林にされるのか雑種地にされるのかは、申請人しだいとなります。

地目が山林でも農地台帳に登載されている土地ですので、非農地証明を出した後については農地台帳から落とすこととなります。

議長：

よろしいでしょうか。

他にありませんか。

他にないようです。

それでは議案第5号について、事務局の説明のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長：

賛成多数でございます。

よって議案第5号は事務局の説明のとおり承認されました。

[日程第3 報告事項]

議長：

これより報告事項に入ります。

報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出6件につきまして報告いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

番号1と番号2は同一の案件で、干潟地内の田3筆です。
貸人の都合により合意解約されたものです。

番号3は、吹上地内の田1筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

議案書10ページ、番号4は、吹上地内の田1筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

番号5は、三沢地内の田1筆です。
借人の都合により合意解約されたものです。

番号6は、八坂地内の田1筆です。
売買のため合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の

転用届出について、2件を報告いたします。

議案書11ページをご覧ください。

番号1は、大保地内の畑8筆です。

集合住宅等を建設するため届出が出されています。

12ページ、番号2は、小郡地内の田1筆です。

集合住宅等を建設するため届出が出されています。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、3団体の報告をご覧ください。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、14ページから16ページの農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、3団体とも全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。
報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。
以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。
議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。
よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和7年11月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和7年11月10日(月) 午後2時48分 閉会

小郡市農業委員会

議長 天本 正幸 (印)

署名委員 9番 山田 憲二 (印)

署名委員 10番 秋山 儀一 (印)